

## 第 53 回富山市都市計画審議会会議録

(1) 会議の名称 第 53 回富山市都市計画審議会

(2) 開催の日時及び会場

日時：令和 5 年 10 月 23 日（月） 午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

会場：富山市役所 8 階 大会議室

(3) 出席者（委員出席者及び事務局） 別紙のとおり

(4) 議題

< 議事 >

議案第 1 号 富山高岡広域都市計画土地地区画整理事業の変更について（富山市決定）  
…新保北部土地地区画整理事業の変更

議案第 2 号 富山高岡広域都市計画道路の変更について（富山市決定）  
… 3・5・258 号 西荒屋新保線の廃止  
… 3・4・277 号 富山空港緑地線の変更

議案第 3 号 富山市立地適正化計画の改定について

< 報告 >

次期都市マスタープランの策定について

(5) 審議概要

事務局：（開会宣言）

事務局：（代理出席者、欠席委員の紹介）

事務局： 現在、審議委員 20 名中、17 名の出席をいただいております。富山市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に規定する定足数に達していることをご報告いたします。

事務局： 今回、新たな任期となって初めての審議会でございますので、議事に先立ちまして、会長の選出を行いたいと思います。

会長は「高山委員」にお願いしたいと考えております。

委員： 異議なし。

高山委員： 了承。

会 長：（あいさつ）

事 務 局： 職務代理者は会長が指名することとなっておりますので、指名をお願い致します。

会 長： 職務代理者を「久保田委員」にお願いしたいと思います。

久保田委員： 了承。

会 長： 今回の署名委員として「倉嶋委員」と「山口委員」にお願いしたいと思います。

倉嶋委員： 了承。

山口委員： 了承。

会 長： それでは、これより議事に入ります。議案第1号、第2号は関連がある内容となっていることから一括して事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）  
（議案第1号、第2号について説明）

会 長： ありがとうございます。議案第1号、第2号についてご意見・ご質問があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

委 員： 議案第1号について、区画整理事業がうまく進まなかった場合に想定される弊害について説明をお願いします。

事 務 局： 本来であれば、土地区画整理事業と共に都市計画道路が整備され、地区内のネットワークが形成されたはずですが、今回の区画整理事業の廃止に伴い都市計画道路が廃止となったことから、当初の試みであった道路機能が確保できなかったことについては、課題としてあったのではないかと考えております。

委 員： 都市計画道路だけではなく、住宅街の小さな道路であっても区画整理事業で行われるものと思っておりますが、そういった道路の整備に対しての弊害はあったのでしょうか。

事 務 局： 今回、土地区画整理事業がなされず、個々の開発行為の中で市道が整備された経緯があり、必要な道路整備がなされたものと考えております。

委員： 土地区画整理事業の廃止については仕方ありませんが、約 20ha の変更となるわけで、住宅数にして 500 戸以上、方法によっては、さらに 100 戸以上の住宅数となる規模であるため、精度の悪い区画とならないように所管部としてしっかりと指導をしていくよう要望します。

委員： 議案第 2 号について、都市計画道路と現況に不整合が生じているとあり、本来はあり得ないと思うのですが、不整合が生じた理由を詳しく聞かせて欲しい。

事務局： 事業着手時の詳細設計や地元調整等を要因として、道路線形が都市計画決定したものと多少の変更が生じてしまったものであり、事業完了後の道路線形と都市計画決定の道路線形との間にある民有地に建築活動の制限がかかりつづけていることから、今回の変更でその制限を解消したいと考えています。

会長： ありがとうございます。他にご意見等がありますでしょうか。ご意見が無ければ、議案第 1 号、第 2 号は原案のとおり議決させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： 異議が無いようですので、議案第 1 号、第 2 号は議決し、原案のまま議決させていただきたいと思います。

会長： 次に、議案第 3 号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集)  
(議案第 3 号について説明)

会長： ありがとうございます。議案第 3 号についてご意見・ご質問があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

委員： 昭和 46 年の第 1 回線引き都市計画について検証がされていないと思います。山室・新庄エリアの広大な農地を居住エリアとして都市計画決定したことにより、立山町や舟橋村などの都市計画区域の外側において影響が出てきている。調べたところ、立山町、舟橋村の農振除外面積は広大なものになっており、検証、修正の必要があると考えますが、その記載がないため、どのように考えているのでしょうか。

事務局： 今回、立地適正化計画の評価・分析については、今まで進めてきた計画に対してどのように進めてきたかを評価したのになります。委員ご指摘のあった他市町村との関係性についての言及はしていません。

一方で、富山市以外の市町村において、土地利用が変化していく可能性は考えられますが、この後説明する都市計画マスタープランで、区域マスタープランと整合を図ることとしているので、広域的な観点で、他市町村の状況を見ていきたいと考えています。

委員： 舟橋村と立山町は、都市計画が独立して変化を遂げており、富山市の都市計画の影響を受けていると思っている。富山市の内側の都市計画を議論するだけでは済まないといったことをご理解いただきたい。

会長： 富山市としては、市域内の都市計画マスタープランを考えているので、今のご発言については、県の広域調整的な観点での区域マスタープランで反映されることかと思えます。

委員： そういった現象が実際に起きているわけですので、外側のことについて言えないのであれば、内側をどう考えるのかを申し上げたい。

会長： 富山高岡広域都市計画区域の中で線引きをしているわけですから、市街化区域の外である市街化調整区域では住宅が建てられない、さらに、その外である立山町に住宅開発が進んでいる、そういったことが問題であるといった意見だと思えますが、そこは県全体で考えることだと思えます。

委員： 富山駅を中心として、南東部に引っ張られすぎた都市計画について検討が必要であるということを申し上げたいということです。

会長： 今回、立地適正化計画を見直すとのことですので、今ご指摘の点を踏まえて、ご意見を考慮した形での評価をしていただければと思います。

委員： 都市計画というと、立地適正化計画を含めてハードに目がいきつてしまっていますが、交通面、その利用の仕方、防災といった側面を加えて計画策定をいただいております、富山市らしいものになっているという風に拝見しています。

私は、エネルギー庁や環境省の委員もさせていただいているので、そういった観点でのお話になります。送電網をどのように配備するか、暮らしのあり方や充電ステーションをどこに作るのか、工場・商業用地との絡みについてまで詳しく検討がなされています。防災といった観点ですと、どのように電力網を守っていくか、そこを含めてのまちづくり、そういったことを加えていただければと思います。

加えまして、自然共生サイトが注目を集めています。昨年開かれた COP15（生物多様性条約第 15 回締約国会議）では、OECD という「保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域」を、日本政府が自然共生サイトとして特別に指定し、その面積率を広げていく動きになってきており、これは民有地でも可能となってい

ます。他の計画に委ねられるものかもしれませんが、居住誘導区域から外す区域がでてくるのであれば、積極的に自然共生サイトに導いていけるような仕組み、そういった文言を次の計画に取り入れていけば先進的なものになると思います。よろしければご検討いただければと思います。

事務局： 貴重なご意見ありがとうございます。パブリックコメントにおいて、ガスや電気などのエネルギーについても考えたらどうかといった意見もありまして、民間の取り組みまでは取り込めていないため、新たな視点として、次のステップで考えていけたらと思います。

会長： ずいぶん昔から、どのようにエネルギーを配置するかといったことは言われていましたが、最近ようやく現実のものになりつつあるという風に考えています。富山も再生エネルギーが豊富な地域ですので、エネルギーそのものを地産地消でうまく使えるようにまちづくりを進めることが重要だと思います。

委員： イエローゾーンにおいて、既に住宅が張り付いている状況ですが、今後は新たに家が建てられなくなるといった認識で良いのか。また、駅周辺において災害レッド、イエローゾーンに指定されていることについて、街の機能として維持していくこととの整合性について教えてください。

事務局： 富山市の居住誘導区域は、公共交通沿線地域に住んで欲しいエリアをお示ししてあるものです。既に住んでいる人の居住を否定するものではありません。あくまでも、災害の可能性があるので、富山市として誘導まですることはしませんといったエリアであり、建築基準法上イエローゾーンでも家は建てられます。

委員： 駅周辺の指定が多いように見て取れますが、様々な駅周辺機能の誘致をする際の弊害にならないかどうか聞かせてください。

会長： 民間活動となれば弊害にはならないと思いますが、イエロー、レッドゾーンにおいては、行政が主体的に誘致することはしないものとお考えください。

委員： 民間として建築しようとした際に、建築基準法上、建てられないことは無いものと認識して良いのでしょうか。

会長： おそらく、現法律では建てられないことは無いと考えます。

会長： 他にご意見等はありませんでしょうか。異議が無いようですので、議案第3号は議決し、原案のまま答申させていただきたいと思います。

委員： 異議なし。

会 長： 異議が無いようですので、第3号は議決し、原案のまま議決させていただきたいと思います。

会 長： 次に、報告事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：（説明資料：報告案件）  
（次期都市マスタープランについて説明）

会 長： ありがとうございました。報告についてご意見・ご質問があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

会 長： ご意見がなければ、これで本日の議事はすべて終了となります。

事 務 局： ありがとうございました。（第53回富山市都市計画審議会の閉会の案内）

以上

委員：高山委員、久保田委員、神山委員、倉嶋委員、富樫委員、才木委員、山口委員、東委員、高道委員、江西委員、舎川委員、松井委員、柏委員、佐藤委員（代理）、古池委員（代理）、中村委員（代理）、長谷川委員（代理）（計 17 名）

事務局：活力都市創造部長、活力都市創造部次長、活力都市創造部次長（技術）、都市計画課長、その他 4 名